

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 危機管理防災課

法令名	消防法	法令の番号	昭和23年法律第186号
許認可等の種類	消防設備士免状の交付	根拠条項	第17条の7第1項
審査基準	<p>消防法第17条の7第2項において準用する消防法第13条の2第4項の各号に該当していないこと。                  消防法施行令（昭和36年政令第37号）第36条の3及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第33条の4に基づき申請されていること。                  消防設備士試験等の実施基準の制定について（昭和41年自消丙予発第63号）のうち、第一免状に関する事務処理要領の2の部分によること。</p>		
	受付機関 危機管理 防災課	処理機関 危機管理 防災課	交付機関 危機管理防災課